

事 務 連 絡
平成30年7月19日

都道府県
各 指定都市 民生主管部生活保護担当課保護担当係長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課保護係長

平成30年7月豪雨による被災者の生活保護の取扱いについて

生活保護行政の推進については、平素より格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

平成30年7月豪雨による被災者の生活保護の取扱いについては、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用自治体には、平成30年7月9日及び17日付けで既にお知らせしていたとおり、別添1「東北地方太平洋沖地震による被災者の生活保護の取扱いについて」（平成23年3月17日社援保発0317第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）、別添2「東北地方太平洋沖地震による被災者の生活保護の取扱いについて（その2）」（平成23年3月29日社援保発0329第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）及び別添3「東日本大震災による被災者の生活保護の取扱いについて（その3）」（平成23年5月2日社援保発0502第2号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）に準じて取り扱うこととしましたので、管内実施機関に周知徹底いただくとともに、被災者の事情を考慮し、適切な保護の実施に当たるよう、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、別添2のうち、豪雨被害等により保護の実施機関において一時的に保護費の支給が困難な場合の緊急小口資金の貸付の活用については、今般改めて、別添4「生活福祉資金貸付（福祉資金〔緊急小口資金〕）の特例について」（平成30年7月13日社援発0713第1号厚生労働省社会・援護局長通知）及び別添5「生活福祉資金貸付（福祉資金〔緊急小口資金〕）の特例に係る留意事項について」（平成30年7月13日社援地発0713第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）が発出されておりますので、情報提供いたします。

厚生労働省社会・援護局
保護課保護係 堀・藤原
TEL 03-5253-1111（内2826）
FAX 03-3592-5934
MAIL hogogakari@mhlw.go.jp

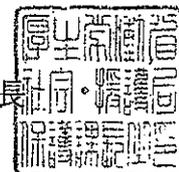


社援保発0317第1号

平成23年3月17日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長



東北地方太平洋沖地震による被災者の生活保護の取扱いについて

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、被災地の自治体で生活された方が他の自治体に避難した後、生活困窮に陥る事案が一部の自治体において発生しています。

被災者に対する支援については、現在、災害救助法（昭和22年法律第218号）等の他法他施策において必要な支援が進められていますが、生活保護の相談に至る場合も考えられることから、特に被災地周辺の保護の実施機関においては、被災地から一時的に避難した方から生活保護の申請があった場合、下記の事項について留意の上、迅速かつ適切な保護の実施にあたるよう、管内実施機関に対し周知徹底いただくよう、特段の御配慮をお願いします。

記

1 保護の実施責任について

今般の地震により本来の居住地を一時的に離れて遠方に避難している場合、本来の居住地に帰来できない等被災者の特別な事情に配慮し、避難先の保護の実施機関が実施責任を負い現所在地保護を行うものとする。

ただし、仮設住宅への入居や扶養義務者による引き取りなど、将来における居住の蓋然性が高いと認められる場合については、当該居住事実がある場所を所管する実施機関が実施責任を負い居住地保護を行うものとする。

2 生活保護の決定について

被災者の状況を十分配慮し、生活保護の申請意思が確認された場合においては、申請権の侵害がないように留意の上、迅速に対応すること。

また、被災者が本来の居住地に資産を残さざるを得ない場合等については、被災者の特別な事情に配慮し、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第3の3に掲げる「処分することができないか、又は著しく困難なもの」として取り扱うこととする。

ただし、直ちには処分することが困難であっても、一定期限の到来により処分可能と

なるときその他後日の調査で資力が判明したときは、生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号。以下「法」という。）第63条による費用返還義務を文書により明らかにした上で保護を開始することとし、当該被災者に対し上記の取扱いについて、十分説明した上で生活保護を開始するよう留意すること。

なお、保護開始時においては、生活保護制度はもとより、活用し得る他法他施策について十分説明し、懇切丁寧な対応に努めること。

3 扶養義務者、知人宅等へ転入する場合の住宅扶助について

本来支給を要しないものと解するが、保護開始後の避難前の住居に関し、賃貸借契約が継続している場合で、必要やむを得ないときは支給して差し支えないこと。

なお、この場合、家主等に連絡をとることが可能なときには、早急に契約解除等の手続をとるよう指導すること。

4 被災地の自治体との連絡体制について

緊急的に避難先で保護を受給する場合、従前より保護受給中の方については、それぞれの保護の実施機関から二重に保護費が支給されることも考えられるが、被災地における特別な事情に配慮し、事後において現在地の保護の実施機関から被災地の保護の実施機関へ連絡・連携を図り調整すること。

また、この場合についても上記2のただし書と同様、保護開始時において、法第63条による費用返還義務を文書により明らかにした上で保護を開始することとし、当該被災者に対して返還義務がある旨を十分説明した上で、生活保護を開始するよう留意すること。



社援保発0329第1号
平成23年3月29日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長



東北地方太平洋沖地震による被災者の生活保護の取扱いについて（その2）

標記の件について、下記の事項に留意の上、適切な保護の実施にあたられるよう、管内実施機関に対し周知徹底をお願いします。

記

1 保護費の支給事務について

避難所において保護費を支給する場合、必要な保護費を遺漏なく支給すること。被災状況によっては、生活実態の把握が十分できない場合も考えられるが、被災者の特別な事情に配慮し、不足が生じることのないよう配慮すること。

この場合、体育館・公民館等の避難所における最低生活費の算定に当たり、生活扶助は居宅基準を計上すること。ただし、避難所の代わりに旅館・ホテル等を借り上げた場合については、具体的な事例に即し、個別に判断することとしている。

2 一時的に保護費の支給が困難な場合の取扱いについて

生活保護受給者に対しては、上記1の対応により遺漏なく最低生活を保障することとしているが、保護の実施機関の震災被害等により、一時的に保護費の支給が困難な状況にある場合については、「生活福祉資金貸付（福祉資金〔緊急小口資金〕）の特例について」（平成23年3月11日社援発0311第3号厚生労働省社会・援護局長通知）を参照の上、被災した世帯に対する緊急小口資金の貸付の活用も検討すること。

また、やむを得ず貸付を利用する場合、当該貸付金は保護費が実際に支給されるまでの生活費の立替えであることから、保護費支給時に速やかに一括して当該貸付金の償還を行うことについて、当該貸付の実施機関と連携を図り確認した上で収入認定しない取扱いとして差し支えない。

なお、保護費が支給された後、当該貸付金を速やかに一括して償還しないことが確認された場合、未償還分については最低生活費を超えるものとして、全額収入認定すること。

社援保発0502第2号
平成23年5月2日都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長



東日本大震災による被災者の生活保護の取扱いについて（その3）

生活保護行政の推進については、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、東日本大震災の被災者が受ける義援金（以下「第1次義援金」という。）の配分が開始されたこと等を契機として、下記のとおり、被災した被保護世帯が東日本大震災に係る義援金、災害弔慰金、補償金、見舞金等（以下「義援金等」という。）を受けた場合の収入認定の取扱いを定めました。管内実施機関に周知徹底いただくとともに、被災者の事情に配慮し、適切な保護の実施に当たるよう、特段の御配慮をお願いします。

記

1 義援金等の生活保護制度上の取扱いについて

義援金等の生活保護制度上の収入認定の取扱いは、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第8の3の（3）のオに従い、「当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」を収入として認定しないこととし、その超える額を収入として認定すること。

2 自立更生計画の策定について

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）第8の2の（5）に定める「自立更生計画」の取扱いについては、次のとおりとすること。

（1）自立更生計画は、別紙1の様式により策定すること。

ただし、自立更生のために充てられる費用の内容（費目、金額）が明記されるものであれば、各実施機関で定めたものを使用しても差し支えないこと。

なお、策定に当たっては、被災者の被災状況や意向を十分に配慮し、一律・機械的な取扱いとならないよう留意するとともに、あらかじめ別紙2を提示、説明するなど被災者の事務負担の軽減に努めること。

（2）第1次義援金のように、震災後、緊急的に配分（支給）される義援金等については、当座の生活基盤の回復に充てられると考えられることや、一費目が低額で、かつ世帯員ごとに必要となる費目を個々に自立更生計画に計上することとすると被保護者の負担が大きくなることにかんがみ、費目・金額を積み上げずに包括的に一定額を自立更生に充てられるものとして自立更生計画に計上して差し支えないこと。この場合、用途について確認する必要はないこと。

- (3) 今後、複数次に渡って配分される義援金等については、自立更生計画を段階的に策定するなど、当該義援金等が、被災した被保護世帯の生活再建に有効に活用されるよう配慮すること。
- (4) 当該被保護世帯の自立更生のために充てられる費用であれば、直ちに自立更生のための用途に供されるものでなくても、実施機関が必要と認めた場合は、預託することなく、自立更生計画に計上して差し支えないこと。
ただし、実施機関は、自立更生計画の実施状況について（自立更生に充てられたものとして手続を簡略にした分を除く）、適宜、被保護世帯に報告を求めるなどの方法により把握すること。
- (5) 実際の経費が自立更生計画に計上した額を下回り、義援金等に残余が生じた場合、計上額と購入額との差額分の範囲内で、別途、自立更生のために充てられる費用として認定して差し支えないこと。
なお、このような場合、自立更生計画を再度策定する必要はないが、差額分の用途について事前に実施機関に報告するように被保護世帯に説明するなどの適切な取扱いに留意すること。

〔参考〕自立更生のために充てられる費目(例)

1	生活用品・家具
	什器
	衣服・布団
	食器棚
	テーブル・イス
	たんす
	ガステーブル
	その他
2	家電
	テレビ
	冷蔵庫
	洗濯機
	炊飯器
	電子レンジ・オーブントースター
	冷暖房用器具
	通信機器（携帯電話・固定電話・パソコン・プリンター・ファクシミリ等）
	その他
3	生業・教育
	事業用施設の整備に係るもの（施設の補修・事業用機器の購入等）
	技能習得に係るもの
	就学等に係るもの（学習図書、運動用具等、珠算課外学習、学習塾等）
	制服・通学用靴・靴等
	文房具等
	その他
4	住家
	補修
	建築
	配電設備・上下水道設備の新設
	その他
5	結婚費用（寡婦福祉資金の結婚資金の貸付限度額相当）
6	墓石、仏壇、法事等弔意に要する経費
7	通院、通所及び通学等のために保有を容認された自動車の維持に要する経費
8	その他
	その他生活基盤の整備に必要なもの



社援発 0713 第 1 号
平成 30 年 7 月 13 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

生活福祉資金貸付（福祉資金〔緊急小口資金〕）の特例について

生活福祉資金の貸付けについては、平成 21 年 7 月 28 日付厚生労働省発社援第 0728 第 9 号厚生労働事務次官通知「生活福祉資金の貸付けについて」及び平成 21 年 7 月 28 日社援発第 0728 第 13 号厚生労働省社会・援護局長通知「生活福祉資金（福祉資金及び教育支援資金）貸付制度の運営について」により実施されているところであるが、今般発生した平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨により被災した世帯に対する福祉資金の貸付けの運営及び国庫補助の対象となる貸付の範囲について、下記のとおり特例措置を講ずることとし、平成 30 年 7 月 13 日から適用することとしたので通知する。

記

1 貸付対象

平成 30 年台風第 7 号及び前線等を伴う大雨により、災害救助法（昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号）の適用となった地域及び被災したため特例措置が必要な地域として、貴職が設定した地域に住所を有し当座の生活費を必要とする世帯。（低所得世帯に限らない。）

なお、地域を指定したときは、事後で差し支えないので、延滞なく当職あて報告すること。

2 貸付金額の限度

原則として、10 万円以内とする。ただし、次に掲げる特に必要と認められる場合は 20 万円以内とする。

- (1) 世帯員の中に死亡者がいるとき。
- (2) 世帯員に要介護者がいるとき。
- (3) 世帯員が 4 人以上いるとき。

- (4) 前各号に掲げるもののほか、重傷者・妊産婦・学齢児童がいる世帯等で特に社会福祉協議会会長が認めるとき。

3 貸付けの方法

(1) 据置措置

貸付けの日から1年以内とする。

(2) 償還期限

(1) の据置期間経過後2年以内とする。

4 貸付けの手続き

迅速な貸付けを行う必要があることから、貸付けの手続きについては、次のとおりとする。

(1) 借入れの申込み

ア 災害時の緊急的対応であることにかんがみ、借入申込者は、民生委員を窓口とせずに借入申込書を直接、市区町村社会福祉協議会を經由して、都道府県社会福祉協議会会長に提出することとして差し支えないこと。

イ 借入申込書の記載事項については、住所、氏名、生年月日、勤務先の名称及び所在地等必要最小限として差し支えないこと。

ウ 借入申込書及び借用書への捺印は、印鑑又は拇印によるものとする。

(2) 借入申込者の確認

借入申込者の氏名及び住所の確認は、健康保険証、運転免許証等によるほか、民生委員、社会福祉協議会職員及び市町村役場職員による現認等により行うこと。

なお、今回の特例措置を講じることにより不正な貸付が行われないよう、着実な確認を行うこと。

(3) 受付及び貸付金交付

ア 借入申込みの受付は、実施体制が整い次第、速やかに開始すること。

イ 受付期間は、当分の間とする。

ウ 貸付金の交付は、災害時の緊急的対応であることにかんがみ、可及的速やかに行うこと。

5 その他

(1) 本通知に特段の定めのないものについては、厚生労働事務次官通知「生活福祉資金の貸付けについて」及び社会・援護局長通知「生活福祉資金貸付制度の運営について」、平成30年7月13日付社援地発0713第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知等の関係通知によることとする。

(2) 当該貸付けの実施主体及び貸付窓口となる社会福祉協議会と十分に連携を図り、円滑な貸付を行うよう留意願いたい。

社援地発 0713 第 1 号
平成 30 年 7 月 13 日

各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（公 印 省 略）

生活福祉資金貸付（福祉資金〔緊急小口資金〕）の特例に係る留意事項について

平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨により被災した世帯に対する緊急小口資金の貸付については、「生活福祉資金貸付（福祉資金〔緊急小口資金〕）の特例について」（平成 30 年 7 月 13 日付け社援発 0713 第 1 号社会・援護局長通知。以下「局長通知」という。）により特例措置（以下「本特例措置」という。）を講じたところであるが、本特例措置の運用に当たり下記について留意いただくとともに管内の都道府県社会福祉協議会へ周知願いたい。

記

1 貸付対象について

（1）局長通知 1 にある貸付対象の前提となる「平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害にかかる災害救助法（昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号）の適用となった地域」については、次の URL を参照すること。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

（2）局長通知 1 にある貸付対象の前提となる「被災したため特例措置が必要な地域として、貴職（各都道府県知事）が設定した地域」については、地域が設定され次第、厚生労働省から各都道府県宛に情報提供を行うこととするので、下記 3 の取扱に当たっては留意すること。

2 借入申込者の確認の方法について

局長通知 4 の（2）にある借入申込者の確認については、運転免許証、健康保険証等の公的機関が発行する身分証明書による確認が望ましいが、行政機関が作成する避難者名簿の活用や借入申込者の親族の立会や照会による確認、キャッシュカードやクレジットカード等による確認など、柔軟な対応によるもので差し支えないこと。

3 被災地から県外へ避難した者に対する貸付について

本特例措置の貸付対象の前提となる地域から、他の都道府県へ避難した者のうち、今後、避難先の都道府県に当分の間（1 か月程度以上を目安）居住し、継続的に連絡が取れること

が見込まれる者であって、本特例措置による貸付が必要と認められる者に対しては、避難先の都道府県社会福祉協議会において貸付を実施すべきものである。都道府県社会福祉協議会は、今般の特例措置の取扱いについて、申請の窓口となる市町村社会福祉協議会へ伝達すること。

4 その他

本特例措置により貸し付けられた貸付（緊急小口資金）については、通常に貸し付けられた資金と区分して管理しなければならないものであること。